# 資料1

## 自治基本条例検討市民委員会素案(中間とりまとめ案)に対する市民意見への対応について

## 1 構成について

市民委員会素案(中間とりまとめ案)	市民意見	市民意見への対応
前文	素案の第3章「市政運営」は「市政運営の基本」とする。	当委員会の構成は,政令市として新たに設置
第1章 総則	その上で ,第3章の構成として、「市政運営の基本」,「財	する区が住民自治を進める上で極めて重要であ
第2章 各主体の責務等	政運営」の他に「行政評価」「公正で信頼の置ける市政	るとの認識から,これを章として独立させ,第
第1節 市民	運営の確保」も入れる。	3章は,市政全体に関する部分,第4章は,区
第2節 市議会	次に、「市政運営の基本」に基づいた具体的な事項と	制度を活用した都市内分権を表す部分,第5章
第3節 市長等	して「市政運営の基本に基づいたまちづくりの推進」を	は,地方分権を踏まえた,対外的な関係といっ
第3章 市政運営	第4章に章立てして、規定したほうが分かりやすい。(理	たくくりで章立てを行ったものです。
第1節 市政運営の基本原則	由 基本に基づいた具体策について別立てにする)	ご提案の3章を,基本原則とそのしくみに章
第2節 参画と協働のしくみ	第4章第1 節「市民参加の推進」として、「市政への	立てを分けることについては,原案のような意
第3節 信頼性・公平性・効率性確保のしくみ	市民参画の推進」「住民投票」「市民によるまちづくり活	図が不明確になる恐れがある為,委員会案のと
第4章 区における住民自治	動の促進」「付属機関等の委員の公募」「市民意見の提出	おりとさせていただきます。
第1節 区における行政運営	手続き」「協働の推進」を入れる。	
第2節 地域協働の推進	第4章第2節として、「情報共有の推進」として「情	
第5章 国及び他の地方公共団体等との協力	報公開」「情報提供」「個人情報の保護」とまとめたほう	
	が分かりやすい。	
	第4章第3節として、「信頼性・公共性確保のしくみ」	
	とする。	
	これに伴い , 素案の第4章「区における住民自治」は、	
	第5章に章立てする。同様に,素案の第5章は第6章に	
	章立てする。	

次の段落で盛り込む方向で検討します。

### 2 内容について

先人から受け継いだ自主・自立の精神風土を活 かし,市民の参画と協働を基本とした市政を推進

市民委員会素案(中間とりまとめ案)	市民意見	市民意見への対応
前文		
【市の特性】(新潟市の自然特性や都市の特性など)	「前文」には、必ず、「住民が主人公」という理念を表	具体的な表現は別として,その趣旨を盛り込
豊かな大河(信濃川,阿賀野川)の流れが日本	現した、格調高い文章化を強く要望いたします。	む方向で検討します。
海にそそぎ,里山(角田山や新津丘陵など)と広	「個性と魅力にあふれた地域の発展を推進」を「として	ご意見のとおり修正いたします。
大な田園を併せ持つ多様な自然環境	発展してきた。」に修正する。(理由:この〔社会的背景〕	
四季の恵みに富んだ美しい景観	は現在の特性を書いている。これからの目標のように感	
高次の都市機能や拠点性を併せ持つ,世界に開	じられる「発展を推進」は修正する)	
かれた都市	市長等の役割の項に「地域の資源を最大限に活用し	「農民自治、町人自治の文化風土」について
	て・・・・・」この趣旨の項には「資源とは人材・自然・	は,もう少しイメージできるよう記載します。
【社会的背景】(どのようなまちづくりを行ってき	歴史・文化・地域活動などをいう」とあり、前文には風	,
たか。)	土 (農民自治、町人自治の文化風土)と先人から受け継	
多様な文化,風土(農民自治,町人自治の文化・	いだ自主自立の風土と記載があります。私は新潟生まれ	
風土)を育み,個性と魅力にあふれた地域の発展	ではありませんので、体感や詳細知識がありません。「自	
を推進	分の敷地に接している側溝道路は自分で日常的に掃除	
	しましょう」を町内の約束ごととしましたが、新潟の文	
【市のまちづくりの基本的方向】(何のためにどう	化風土上の自信がありません。「自主自立の町民の文化	
いう自治を目指すか)	風土」をご提供いただきたい。協働の指針としたいと思	
新潟市民であることを誇りに思い,	っています。	
共に力を寄せ合い,安心して暮らせる社会を築	「○新潟市民・・・・・」と「○共に力を・・・・・」	ご意見を参考に検討します。
いていくため	の順位を2、3位に下げ、「〇人類共通の・・・・」を1	
人類共通の願いである恒久平和を希求し,個人	位に上げる。(理由:大きな目標を先に並べるのが常識。)	
の尊厳と自由の尊重を基本として、	「○人類共通の・・・・・、個人の尊厳・・・・・」	「主権者である市民」を追加することについ
地域のことは、地域で考え、地域で実行すると	の「個人」の前に「主権者である市民の」を挿入する。	ては、「主権」という用語を法文として用いるこ
いう,分権型政令市の理念に根ざした,	(理由:個人と尊厳の基本となる考え方は市民は主権者	とには法的な問題があるため、そのまま盛り込
新たな市民自治の確立を目指す。	であるという考え方。)	むことはできませんが、市民が主役という趣旨
WIND ONLY PART CHILLY O	1.5 2 21 1 5 3 1 4 3 6 7	を盛り込むよう検討させていただきます。
【実現のための課題】	「○地域のことは・・・・」の「地域で考え」の前に	具体的な表現は別として、「共助」、「協働」
先人から受け継いだ自主・自立の精神風土を活	「市と一体となって」を挿入、「地域で実行・・・・・」	といったキーワードについては、この段落又は

の前に「市と協働して」を挿入する。(理由:このまま

### すること

これまで培われてきたコミュニティを土台として,市全体の一体感を保ちながらも,地域の特性 や独自性を尊重した自治を推進していくこと

#### 【条例制定の理由】

市民と市が相互の信頼に根ざし,支えあい,共に育つ自立のまちづくりを進めていくため,

私たち市民は,市民自治の最高規範として,新 潟市自治基本条例を制定する。 だと、地域独自でやれ、市はあまり関与しないと読み取れる。後の方には市は区と一体となって動く規定がある。)

「〇新たな市民自治・・・・」の「市民・・・・・」の 前に「区制を基本とした」を挿入する。(理由:これからは殆んど区制を通して行なわれる。後にも規定あり。)

「自治体は,国の下請け機関から,国と対等の『自治体政府』へと脱皮することが求められている。これに応えるため,新潟市としても,主体性をもって,個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための枠組みが必要となっています。」(「中間報告書」1頁)との姿勢が前文には明示されていません。そこで、前文をいっそう「格調高く文章化していく」ためにも、下記の項目を前文に盛り込む必要があります。

また、新潟市には水俣病被害者が在住することを考慮 し、まちづくりの基本的方向として、人権の尊重と良好 な自然環境の保全を明記すべきです。

【市・県・国の関係】(自治とはなにかなど)

「いま、自治とはなにか、市民と自治体の関係や自治体と国の関係がどうあるべきかが問われている。」

「新潟市は、国や新潟県と対等な関係で相互協力の関係にたって、自律的運営を図り、自治体としての自立を確立する必要があります。」

【市のまちづくりの基本的方向】(下線部は追加部分)

「 人類共通の願いである恒久平和を希求し、個人の尊厳と 自由ならびに一人ひとりの人権の尊重を基本とし、」

「良好な自然環境の保全を基本とし、」

基本条例の必要性の社会的背景には「自治の一部を担っていたコミュニティが弱体化してきています。」と記載している(私はより深刻に思っています)。一方、前文

区における住民自治が本市の自治の特徴を表す重要なキーワードではありますが,全市的な市民参画,協働を意図している市民自治を,「区制を基本にした」とする表現することは,かえって限定的に捉えることになると考えます。

具体的な表現は別として,国等との関係,自 治体としての自立性などの趣旨を盛り込む方 向で考えます。

また、「一人ひとりの人権の尊重」を追加することについては、並列に規定する概念ではなく、個人の尊厳と自由の尊重の上位概念と考えますので、「個人の尊厳と自由の尊重」は基本理念に委ね、ここでは「一人ひとりの人権の尊重」を盛り込むことといたします。

なお,本条例は,自治の基本を定めるという趣旨から,個別分野に関わる規律は,個別分野の条例や政策に委ねるべきであると考えますので,ご意見の「良好な自然環境の保全を基本とし,」を追加することについては,その観点から盛り込まないこととさせていただきます。

現象として,自治の一部を担っていたコミュニティが弱体化してきていますが,新たな市民自治を確立していくためには,今あるコミュニ

	には「これまで培われてきたコミュニティを土台として」と表現され、矛盾していると思います。 条例制定の必要性や目的の項あるいは市民の権利責務の項に、市民の共助、協働の責務をかかげて、「コミュニティの再生をめざす」ことを明示すべきと考えます。	ティを土台として,市民自治の受け皿として再生を図っていくという趣旨であり,矛盾してはいないと考えます。 なお,「共助」,「協働」というキーワードについては,前段又はこの段落で盛り込む方向で検討します。
第1章 総則		
【目 的】 この条例は、新潟市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。	市民の「権利」を入れたことは評価する。	ご賛同いただきありがとうございます。
【用語の定義】 この条例において,次に掲げる用語の意義は, それぞれ以下のとおりです。 市民 市内に住所を有する人,市内で働き, 若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その 他の活動を行う人若しくは団体をいいます。 市長等 市長その他の執行機関及び公営企業 管理者をいいます。 市議会及び市長等をいいます。 参画 市政に主体的にかかわり,行動することをいいます。 協働 市民と市が対等な関係で,相互の立場 や特性を理解し,目的を共有し,連携・協力することをいいます。	「市民、市長等、市」などの被定義語句の後に「:」などの記号を入れて、後の定義文と区別する。「・・・・行う人若しくは・・・」の「人」と「若しくは・・・」の間に「、」を挿入する。  外国人でも市内に住所があれば市民になるそうであるが、ある意図を特定地域に集中して入ってきたらどうするのか。  当市は北朝鮮による拉致事件がまだ解決していないし、テロ国家(国家が拉致=テロしているのだから支援国家ではなくテロ国家そのもの)の万景峰号の入港再開の可能性もある。市内における半島系のパチンコ屋の何と多いことか。その建造物が要塞のように感じられるのは私だけだろうか。また、テレビのコマーシャルはアリコの次くらいに多く、何を企んでいるのかと思わざるを得ない。拉致被害者の佐渡の曽我さんは、家の傍に拉致協力者がまだいると言っている。拉致事件が未解決の地域は全国に散らばって在り、それに伴う工作員や協力者	市民にわかりやすくという観点から、ご意見を取り入れ修正いたします。  ご指摘の箇所については、活動を行う「人若しくは団体」という関係であり、法的には読点を挿入すべきところではないと考えます。 地方自治法では、国籍の如何に関わらず、住民と規定していることから、外国人を市民に含めると言う考え方は適正なもの、現行法上、日本国籍を有する者のみに与えられている権利であり、の自治基本条例においても、外国籍の市民に参政権を認める規定はありません。(住民投票では、その請求権を認めるものとしておりますが、そもそも諮問型の住民投票であり、市民に決定権を委ねるものではありません。)

の存在の可能性は否定できない。

安全と安心の新潟市を標榜するなら、安易に住所があれば外国人でも市民にするというのは絶対止めてもらいたい。

外国人でも市民ならば参政権を付与するとのこと。互いの国が戦争する局面になった時、この「市民」は日本の味方となるのかどうか外国人参政権付与をめぐって大きな問題になる点である。日本国憲法では、参政権は「国民固有の権利」(第十五条一項)とされている。地方参政権も国政の延長線上にある。最高裁は平成七年、地方参政権付与について日本国民のみに認められた権利であり、「権利の性質上」外国人にはその保障は及ばないと明言している。外国人に地方参政権を付与するのは憲法違反である。どうしても付与したければ、日本国籍の取得、スパイ防止法の成立が条件となる。

「 市政に主体的に・・・」の前に、「市政の政策立案 からその実現までに」と明確にする。(理由:主体にか かわり方は後記されているが、総則の部分にその基本を 明記する。)

協働の定義に「市民と市が対等な立場で連携・協力する」 としたことは良い。(理由 協力するだけでなく連携が 必要)

全体として、「自治」という言葉が多義に使われている。 市政の基本となる自治、 市民による自治、 区制の 原則としての自治の3を含んでいるようだが、単に「自 治」と表現されることが多く、混乱を招く。例えば、『条 例の位置づけ』の「〇この条例は、新潟市の自治の基本 を・・・・」となっているが、これは、「市政運営の 基本を自治と定めるものであり」とする方が明確。(理 由:第2章第一節の「市民」にあるので、定義のところ で明確にしておく。) 定義規定であり、参画の意味を表すものです。 委員会では、ご意見の趣旨は、市民の権利規定 で表現しています。

ご賛同いただきありがとうございます。

自治基本条例で規定している自治とは,「自助」,「共助」「公助」の全てを含む意味で使用しているもので,ご意見のような多義で使用しているものではありません。従って,後段の『条例の位置づけ』において,「市政運営の基本を自治と定めるものであり」とする方が明確としているご意見とは,異なるものと考えます。

誤解を招かないよう必要に応じて,解説で工 夫させていただきます。

#### 【条例の位置づけ】

この条例は,新潟市の自治の基本を定めるものであり,市は,自治の運営に関し,他の条例等を制定し,改廃しようとする場合は,この条例との整合を図ります。

「この条例は、新潟市の<u>自治の最高規範として</u>、自治の 基本を定めるものであり、(以下は素案通り)」と修正し てほしい。

「他の条例を制定し、改廃しようとする場合は、この条例との整合を図ります」は、改廃についても入ったことは良い。

新・総合計画がすでに策定済みであり、この条例に定める事項との整合をどう図るのか不明である。これから区ビジョンが策定されることもあり、「整合を図る」の前に、「この条例の趣旨を最大限尊重する」を入れたほうが良い。

ここで,最高規範と規定しても,法的には, 条例間の優劣はありません。従って,ここでは 関係性で実質的な最高規範性を担保することと いたしましたが,その思いは,前文で最高規範 性を宣言することといたしました。

ご賛同いただきありがとうございます。

「最大限尊重する」も「整合を図る」もともに、関係性を表すものであり、両方を規定することは、蛇足になると考えます。その上で、原案では「最大限尊重する」と規定していた部分を、その表現では、尊重しないことも有り得ることを意味するため、「整合を図る」と修正したものです。

#### 【基本理念】

市民及び市は,次に掲げる基本理念により市民 自治の確立を目指します。

個人の尊厳と自由が尊重され,公正で開かれた,市民主体の市政を推進すること。

地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。

冒頭の市民の前に 主権者である を追加する。<理由 > 自治基本条例は新潟市の最高規範と規定されているが、いわば市民自治の憲法ともいえる条例である。国の憲法と同様に主権者である市民の権利を保障することを第一義とすべきである。素案はこの基本的な立場があいまいである。基本条例は主権者である市民が市政の基本方針と市政運営に関して立案段階から意見を述べ、参画する権利を有することを第一に掲げるべきである。市長・職員・議会の責務を定めるのは当然であるが、市民の付託に応えて市政を執行する市長と市民とを同列に置いて市民の責務を強調し、自らを律しとするのはゆきすぎである。これでは誰のために条例制定をするのかわからない。市の主人公はあくまでも市民であり、この基本的立場を堅持してはじめて市民のための条例にな

「主権者である」を追加することについては, 「主権」という用語を法文として用いることに は法的な問題があるため,そのまま盛り込むこ とはできません。そこで,市民が主役という趣 旨を盛り込むため,「市民主体」と表現をさせて いただいています。 ると考える。市民が心から自分たちの条例であると思えないようでは条例制定の目的が達成されず、実効性も保障されないのではないかと危惧を覚える。したがって、『基本理念』に市民が主権者であることを明示し、『自治の基本原則』から市民をしばるような自らを律しという表現は削除すべきである。

「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民<u>が主権者</u>の市政を推進すること。」と修正してほしい。「・・・・公正で開かれた」の前に「市民の福祉が実現される」を挿入する。(理由:公正であるべき理由は明記する。)

「 人権保障としての、個人の尊厳と自由が尊重され、 公正で開かれた、市民主体の市政を推進すること。」と 修正する。理由:尊厳と自由の意味は人権と思われるが、 尊厳は「おごそか」で自由は「わがまま」の意味の方が 強いので「人権」を表記し、もっと人権保護を強調すべ きである。(「前文」の基本方向で明文化することでもよ い)

次の条項を追加し、「国や新潟県と対等な関係で相互協力の 関係にたって、自律的運営を図り、自治体としての自立を確 立する」ことを明示すべきです。

市民が、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立すること。

市民は、地域社会における自治の一部を、市に信託していること。

市は、国及び新潟県と対等な立場で相互協力の関係に もとづいた自律的運営を図り、自治体として自立を確 保すること。

下記のように、より詳細に規定するのが望ましいと思います。

「 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の 確立を目指します。 上記と同様の理由で ,「市民主体」と表現させていただいております。

ご指摘の「市民の福祉が実現される」を挿入することについては、自治体の存立基盤であり、より上位概念として、前文で検討すべきものとし、ここでは規定しないことといたしました。

「個人の尊厳と自由の尊重」は,憲法の基本 的人権を受けて表現しているものであり,わが ままという意味では使用しておりません。

なお,ご意見も踏まえ,この上位概念として, 前文で,「一人ひとりの人権を尊重する」旨規定 することといたします。

「市民」の定義(住民以外を含む広い市民)と「信託」(有権者)の関係から,そのまま規定することには,法的に難があること,国等との関係については,「地域自治」の概念に含まれており,第5章で対等性を明記していることから,ご意見の趣旨は,前文に盛り込むことといたします。

ご意見の の追加部分の「ならびに一人ひと りの人権が」については,同列に掲げるべきも のではなく,より上位概念であると考えますの

個人の毒酸と自由ならびに一人ひとりの人格が尊重され、 にで理例がなた。 布民技の市は、市政に関する情報を共有し、主権者である。 自治の基本原則			
市民及び市は、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動するとともに、次に掲げる原則により、自治運営を行います。 市政に関する情報を共有すること。     市政に関する情報を共有すること。     協働して公共的課題の解決に当たること。     「〇市民及び市・・・・・、自らを律し、自主的・自立的に」の下線部分は市についての言及ではなく、市民の言及ではなく、市民への言及ではなく、市民への言及ではなく、市民への言及ではなく、市民にも市にも課すべき原則としています。委員会としては、市は勿論ですが、市民にも自覚していただきたい原則と考えています。     「    市民が主権者となって市政の運営を行うこと。」と修正してほしい。     「    市民が主権者となって市政の運営を行うこと。」と修正してほしい。     「    市民が主権者」については、「主権」と言う用語を法文として用いることには法的に難があること、市が責任を持って市民意見を反映した市政運営を行うためには、市民参画が必要条件であると考え、市にも、市民にもそれを		上記の目的を達成するため、市民及び市は、市政に関する情報を共有し、主権者である市民が、自らの判断と責任の下に、市政に参画することができる住民自治の実現を目指すこと。	と考えます。 の追加文については,次の自治の基本原則で掲げている事項であり,また,「主権者である市民」については,「主権」という用語を法文として用いることには法的に難があるため,「市民
	市民及び市は、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動するとともに、次に掲げる原則により、自治運営を行います。 市政に関する情報を共有すること。 市民参画の下で市政の運営を行なうこと。	「○市民及び市・・・・・、 <u>自らを律し、自主的・自立的に</u> 」の下線部分は市についての言及ではなく、市民への言及になっている。下線部は不要。(理由:ここは、、、で十分ではないか。)「自らを律し」を削除する。 「 <u>市民が主権者となって</u> 市政の運営を行うこと。」と	にわかりやすいとのご意見ですが、一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く、ここでいう「自助」、「共助」、「協働」、「公助」を表す広範な「自治」を表現することは困難であると考えます。     ご指摘の「自らを律し、自主的・自立的に」は、市民への言及ではなく、市民にも市にも課すべき原則としています。委員会としては、市は勿論ですが、市民にも自覚していただきたい原則と考えています。     ご意見の「市民が主権者」については、「主権」と言う用語を法文として用いることには法的に難があること、市が責任を持って市民意見を反映した市政運営を行うためには、市民にもそれを要条件であると考え、市にも、市民にもそれを

法の基本的人権に関わる事項と考えます。

		自冶基本宗例快创印氏安員宏第 1 2 凹宏議
第2章 各主体の責務等	第2章の標題は「各主体の責務等」となっています。しかし、この表現は、「個人の尊厳と自由が尊重され,公正で開かれた,市民主体の市政を推進する」という趣旨と相容れないものです。市民主体の市政推進を標榜するなら、「市民の権利及び各主体の責務等」とすべきです。	章の標題は、それを構成する節を端的に表したものと考えます。その意味から、「市民の権利及び各主体の責務等」とした場合、節の構成の仕方と異なることから、正確を期すのであれば「市民の権利及び責務並びに市議会、市長等の役割及び責務」とすべきものと考えますが、ここでは、むしろ共通する部分を明示し、その他の部分は等として表現することといたしました。
第1節 市民		
【市民の権利と責務】 市民は,市政に関する情報を知る権利並びに市 民自治の担い手として,政策の形成,執行及び評 価の過程に参画する権利を有します。 市民は,自らの責任と役割に基づき,公共の福	「市民の権利と責務」は分けたほうが良い。	全体の規定量との関係もありますが,権利と 責務は一体と捉えていただきたいこと,規定内 容も分けなければならないほどの量ではないこ とから一本の見出しとさせていただいていま す。
祉,次世代への影響に配慮した自主的な活動を行 うとともに,その意思に基づき,市政への参画を 通して市民自治の確立に取り組みます。 市民は,市政への参画・協働に当たっては,総	「市民は、市政に関する情報を知る権利並びに市民自治の主権者として、(以下は素案通り)」と修正してほしい。	ご提案の「主権者」については,「主権」を法 文として用いることには法的に難があり「市民 自治の担い手」としたものです。
合的視点に立ち,自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。	「〇市民は、市政への参画・・・・・・、 <u>自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</u> 」は「責任ある行動が求められます。」に改める。(理由:この条例文には「・・・・なければなりません」が多い。「わかりやすい文言」ということで、この表現を使われたようであるが、逆に「義務」規定との印象を与える。「当然規定」の表現で十分に効力はある。)	議会,市長等についても,責務規定としており,全体の統一性から,この部分だけ表現を変更することは,バランスを欠くものと考えます。
	まちづくりの基本的方向として、人権の尊重を一層明確とするため、「市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福を追求する権利を保障される。」を追加すべきです。	ここで規定する市民の権利については,この 条例で新たに設定する自治に関する権利のみを 規定することとしております。(憲法,地方自治 法等に基づく権利は再掲しないということで す。)ご意見は,自治に関する権利ではなく,憲

【事業者等の社会的責任】	「事業者等の社会的責任」は、「事業者の責務」とした	事業者も市民の定義に含まれており「市民の
事業者等(市内で事業活動又は公益的な活動を	ほうが良い。(理由 事業者は、地域社会を構成する―	事業もも時代の定義に占まれてのり、時代の 責務」が適用されています。ここで,ご意見の
行う団体をいう。)は、地域社会を構成する一員と	員として社会的責任を認識する必要がある)	ように見出しを「事業者の責務」とすると、そ
しての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を		のことが不明確になり、誤解を生じる恐れがあ
図り,暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよ		ります。
う努めるものとします。		
第2節 市議会	第2節「市議会」は、「市議会及び議員」とする。(今後、	ご意見を採用することは,各節の標題とのバ
	地域における議員の役割が大きくなる)	ランス及び節ごとの区分(自治の主体者として
		の市民,市議会,行政)の意味が不明確になる
		恐れがあります。
【議会の役割及び責務等】	「市議会の役割及び責務」「議員の役割及び責務」と分	ご意見は,節を分けて,議会と議員を表記す
議会は,本市の意思を決定する機関としての責	けて表記する。	ること(見出しは,それぞれ分けている。)と解
任を自覚するとともに,執行機関を監視する機関		しますが , 節については , 自治の主体者 ( 市民 ,
として,その役割を果たし,市勢の進展及び市民		市議会,行政)を市民にわかりやすく区分して
自治の推進に努めます。		示すことを念頭に置いたものです。
議会は,市民の意思を的確に把握し,政策の形		
成に反映させなければなりません。		
議会は,政策形成機能の充実を図るため,積極		
的に調査研究を行うとともに,市民及び専門家等		
の知見を生かすよう努めなければなりません。		
【市民に開かれた議会】		
議会は,議会活動について市民に対する説明責	「○・・・ <u>及び</u> ・・・」の下線部は不要。	ご提案の「及び」については,会議の公開と
任を果たすために会議を公開し,及び議会の保有		情報の共有化とが並列関係にあることを示すた
する情報の共有化を図るなど,開かれた議会運営		めに用いたものであり 必要なものと考えます。
を行わなければなりません。		
【議員の役割及び責務】		
議員は,この条例に定める議会の役割及び責務	「○議員は、 <u>市民に開かれた議会運営</u> ・・・・・」の	前項が「市民に開かれた議会」として議会運
を果たすため,自らの役割を深く自覚し,政治倫	下線部を「主権者である市民の自治を尊重する市政運営	営のしくみを規定しているのに対して,しくみ
理の確立に努めるとともに,公正かつ誠実に職務	の」に改める。( 理由:上の規定が既に「開かれた議会	のみならず,議員もその活動を通じて,開かれ
を遂行しなければなりません。	運営」を目的としているので、この表現に改める。)	た議会の実効性を支えるべきとの議論から,委
議員は,多様な市民の意見・要望を集約し,総		員会として追加する必要があると考えたもので
合的な視点に立って市政に反映させることを行動		す。

の指針としなければなりません。 議員は,議会における審議及び政策立案活動の 充実を図るため,調査研究活動等を通じ,不断の 研鑽に努めなければなりません。 議員は,市民に開かれた議会運営の実現に寄与 するための活動を行うよう努めます。 第3節 市長等	「等」では分かりにくいので、「市長及び職員」とする。	ここでは、行政をくくる標題として市長等と 表現をしております。正確には、代表者として の市長、市長を含む執行機関等、及び執行機関 等の補助機関である職員であり、「市長及び職 員」では執行機関が除かれてしまいます。
【市長等の役割及び責務】 市長は、市民福祉の増進を図るため、この条例に基づいて市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に自治を運営しなければなりません。 市長は、地域の資源を最大限に活用して、市政の運営に必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行わなければなりません。 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮します。 市長等は、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければなりません。	「市長の役割及び責務」「職員の責務」とする。 「〇市長は・・・・・最少の経費・・・・・学げる・・・・」の下線部は削除。替りに「市民自治の全体的発展のための」を入れる。(理由:あまり細かな表現であり、下部機関の規定のような印象を与える。)「職員の育成」についても追加してほしい。(理由 職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成が必要)	ご意見は、節を分けて、市長等と職員を表記すること(見出しは、それぞれ分けている。)と解しますが、節については、自治の主体者(下民、市議会、行政)を市民にわかりやすく区分して示すことを念頭に置いたものです。 「最小の経費・・・」については、地方自治法では、住民の福祉の増進と同列に規定されており、決して下部機関で規定するような軽易なものとは認識していません。 「職員の育成」は、職務権限に関わる規定であり、法的には、「任命権者」という表現を用いる必要がありますが、市民にわかりにくくなること、職員の責務として、不断の研鑽に努めることを規定しておりますので、市民へのわかりやすさと言う観点から、規定しないことといたしました。
【職員の責務】 職員は,公正かつ誠実に職務を遂行し,市民と ともに市民自治を推進しなければなりません。 職員は,法令及び条例等(以下「法令等」とい う。)を遵守し,違法若しくは不当の事実がある場		

合には、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。 職員は、職務に関し、不断の研鑽に努めるとともに、施策の効果を最大限発揮できるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。	
ᅉᇰᆇ ᆉᄭᄝᆢ	-
第3章 市政運営	
第1節 市政運営の基本原則	
【市政運営】	
市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現す	
るため、地域資源を最大限活用し、市の将来像を	
示す計画を策定して,施策展開を図ります。	
市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって、	
市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基	
本として,市政運営を行います。	
市民が広く市政に参画できる機会の確保に努	
め,市民の意思を市政に反映させること。	
市民の自主的な活動を尊重するとともに、市	
民との協働による施策,事業等の推進を図るこ	
と。 	
市民に信頼される市政運営を進めるため、公工はのなけれる。	
正性の確保及び透明性の向上を図ることにより	
, 市民の権利利益の保護を図ること。	
施策,事業等について,効率的かつ効果的に	
行い、その立案、実施及び評価の各段階におい	
て、市民に分かり易く説明すること。	
市の組織は、社会経済情勢の変化や多様化する	
地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の	
見直しを行なうとともに,簡素で効率的なものとします。	
します。 	

#### 【財政運営】

市長は,経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め,効率的かつ重点的に市の行政を担います。

市長は,行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう,適切な財政政策を進めます。

市長は,予算,決算その他の財政に関する事項 を公表し,市民に分かり易い方法により説明しま す。 「○市長は<u>経費節減に取り組むことにより</u>・・・・」下 線部は削除。(理由:あまり細かな表現であり、下部機 関の規定のような印象を与える。「健全財政」の文言で 十分。)

「市長は、的確な予算執行により健全財政の確保に務め、 効率的かつ効果的に市の行政を担います。」と修正する。 理由:無駄を省くことは書かなくても当然であり、「経 費節減」だけが健全財政化ではないと思う。経費節減の 強調は必要な経費まで削減されそうな印象を与える。ま た「重点的」には市民から、小さな政策は実行しないよ うに受け取られるおそれがある。

「市長は,市場等の機能を活用し経費削減に・・・・」に変更する。理由: 1.民間で出来ることは民間に任せるとの方針を条例に規定する。2.市場等とした理由は,例として保育園,介護保険施設等は完全な自由市場経済に組み込まれていないが,準市場の枠組み(法律により規定されている。)の中で民間が経済活動を行なうことが出る為,市が直営で行なう必要がないことを明記。3.直営により市場の中で経営を行なっている場合,労働市場とのリンクがとれない。(公務員には地方公務員法が適用されるため)このため,民間に比較し賃金水準の格差生じすぎるため,直営部門は撤退すべきである。(経費が高くなる)

『社会資本整備等における「世代間の負担公平化が図られるよう」』と記載されています。この表現では、世代間公平を図った結果「何も出来ない」あるいは「世代間対立」を深刻化することとなると考えます。

市民の権利責務の項で表現されている「次世代への影響に配慮した」あるいは、財政運営の項(考え方)に表現されている「次世代に配慮した」に改めるべきと考えます。

委員会としては,経費節減は,重要な要素であると考えておりますが,確かにそれだけが健全財政の確保の手段ではありませんので,これを例示的に示すこととし,経費削減に取り組むこと等により」と修正いたします。

経費削減は健全財政の確保のための重要な要素と考えますが,その手段としてはさまざまなものが考えられますので,その手段を限定すべきものではないと考えます。

ここでは,財政運営における市民の負担のあり方について規定する部分としておりますので,次世代への配慮の具体的な方向性を明記すべきものと考えます。特に「市債」の発行に当たっては,この視点から充分な検討が必要と考えます。

第2節 参画と協働のしくみ		
【情報の公開等】 市は,次に掲げる事項に関し,「新潟市情報公開条例」で定めるところにより,市民の知る権利を保障するとともに,市民との情報共有の効果的な推進を図ります。 市が保有する公文書の公開に関すること政策形成過程の情報の提供に関すること審議会等の附属機関及び市長等が設置したこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)の会議の公開に関すること 市の出資法人及び指定管理者の情報公開に関すること		
【附属機関等の委員の公募】 市は、附属機関等の委員を可能な限り市民からの公募により選任します。	「附属機関等のあり方」(委員の公募を「あり方」と変更する) 「附属機関等の <u>委員の公募」の下線部を「運営」にする。「〇市は・・・委員を・・・・公募により選任します</u> 」の下線部を「運営を市民から公募した委員により行なう。公募は公正に行なう。」に改める。(理由:これからの市政運営の基本である。第4章区における住民自治の中には区制の役割が書かれている。しかし、協議の運営の原則がなく、市長の責務だけがこの章で規定されている。従って、「委員の公募」だけでなく、運営の基本の規定が必要であり、細目については別に定める必要がある。) 市は附属機関等の委員を過半数以上、市民からの公募(以下は素案通り)と修正してほしい。「可能な限り」を「半数以上は」に修正する。〈理由〉素案の可能な限りというのではあいまいで、その都度公募委員を何人にするのか決めなければならず、基準がはっきりしない。市の「付属機関等の公募に関する指針」	情報公開条例の改正に伴い,附属機関等の会議の公開に関する事項は,情報公開条例の規定するところとなりましたので,ここでは,前属機関等の委員の公開等」との重複をさけ,附属機関等の基別ですることといた。 なお「、附属機関等の運営を市民から公募した。 なお「、附属機関等の運営を市民から公募した。 なお「、対の委員もいることがら、委員の公平性の原則に反するものと考えます。  「対ののでは、いるできるがあり、そのために委員を選任する必要があることから、また、数字を明記し達成できなかった場合にできない。

には次のように公募委員の意義が述べられている。付属機関等の審議に関し、市民の自発的な参画により、市政に対する市民の幅広い意見の反映をはかり、公正で透明性のある開かれた市政をいっそう推進するため、付属機関等の委員の公募について必要な事項を定めるとしている。素案の規定では公募委員は2~3人でもいいことになってしまうので、市政に市民の多様な意見を反映させるためには公募委員を増やす必要があり、少なくても委員の半数以上とすべきである。

としては,それらを考慮し,「可能な限り」としたものです。

#### 【市民意見の提出手続き】

市は,政策形成過程における公正性の確保及び 透明性の向上を図るとともに,市民の市政への参 画を促進するため,市の重要な政策の立案等に当 たっては,事前に内容その他必要な情報を市民に 公表し,市民からの意見を求めます。

市は、市民から提出された意見を十分考慮して 意思決定を行うとともに、その意見に対する市の 考え方を取りまとめて公表します。

市民意見の提出手続きは,別に条例で定めます。

「市は、市民から提出された意見を十分考慮して・・・・・」の「意見」と「十分・・・・」の間に、次の修正をする。「のうち区制にかかわるものは優先的に附属機関の委員の審議を経て、その意見を」の文言を挿入する。(理由:これからの市政運営の基本である。第4章区における住民自治の中には区制の役割が書かれている。しかし、協議の運営の原則がなく、市長の責務だけがこの章で規定されている。

ここでは,パブリックコメント手続きを規定するものであり,区だけを特別扱いする規定は 馴染まないものと考えます。

なお,規定の有無に関わらず,市民意見を十分考慮して意思決定を行う手段としては,附属機関等を活用する場合もあります。

## 【住民投票】

## (住民投票の実施)

市長は,市政に関し特に重要な事案について, 広く市民の意思を把握するため,事案ごとに条例 で定めるところにより,住民投票を実施すること ができます。

この条例は,それぞれの事案に応じ,投票に付すべき事項,投票の手続き,投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

## 素案を次のように書き換える

「1.市長は、新潟市が直面する将来にかかわる重要課題 について、永住外国人を含む住民のうち 18 歳以上の者 が、その総数の5分の1以上の者の連署をもって住民投 票を請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投 票を実施しなければならない。」

「2.住民投票の投票権を有する者は、永住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。」

「3.市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」 「4.住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項 については、別に条例で定める。」<理由> 住民投票 委員会としては、常設型、非常設型それぞれのメリット、デメリットを検討した結果、将来的には、常設型の住民投票制度が必要であると考えますが、現段階では、どのような事案が住民投票に馴染むのかを研究していく必要があることから、当面は、請求要件が低い非常設型とし、経験を積んでいくことが必要と判断し、その大綱を示すこととしたものです。

請求権者の対象年齢についても,他都市の例では,16歳以上や18歳以上としているところもありますが,その根拠を明確に示すことが

#### (住民投票の請求)

本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含みます。)は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

市長は,この請求があった場合は,これに意見を付し,議会に付議します。

は地方自治制度を補完するものであり、間接民主主義を 基本としながら、直接民主主義でこれを補完するもので ある。素案が個別事案ごとに条例を作って住民投票を行 うとしているのを、一定の要件を満たした請求があれば 直接住民投票を行うとするいわゆる常設型の住民投票 にすることが、住民の意思をより的確に反映することに なり、住民にとってのセーフティネットを保障すること になると考える。素案では請求要件が50分の1となっ ているが、市長が意見を付し議会で審議するのでは住民 投票の実施が保障されない。やはり常設型の住民投票と すべきである。それでは住民投票の請求が相次いで市政 の混乱をまねくという概念については、新潟市が直面す る重要課題、市政の根幹にかかわるような課題、将来に 決定的な影響を及ぼすような課題に限って住民投票を 行うわけで、間接民主主義の十分でない所を補完する意 義があると考える。現行の有権者が 20 歳以上とされて いるが、世界の大勢は18歳以上となっていることから 18 歳以上に踏み切るべきである。(以上の修正案および 理由は岸和田市自治基本条例逐条解説を参考にした) 「市長は、この請求があった場合は、直ちに住民投票を 実施します。」と修正してほしい。

困難であり,また,選挙権,リコール権などに ついては,20歳以上としているところですの で,当面は,市民のみなさんの大多数が理解で きる20歳以上とすることといたしました。

委員会案の請求要件で,常設型の住民投票を 実施することは,多額の経費を要する住民投票 を多発させる恐れもあり,他都市においても, 常設型の請求要件としては,最低でも請求権者 の10分の1以上とはるかにハードルを高くし ています。

## 【協働の推進】

市は、市民との協働を推進するためのしくみを 整備します。

市は,市民との協働を推進するため,必要な情報の収集・提供,交流の支援,相談,研修機会の提供を行う場と機会の確保に努めます。

市は,協働の推進に当たっては,市民の自発的

な活動を支援するよう努めます。ただし,市の支援は,市民の自主性・自立性を損なうものであってはなりません。  第3節 信頼性・公正性・効率性確保のしくみ	第3節として、「信頼性・公共性確保のしくみ」とする。 「効率性確保のしくみ」は効率が先行する恐れがあり削	委員会としては,効率性の確保も,市民への 説明責任として重要なものと考えます。
	除する。内容はこの通りでよい。	
【法令遵守及び倫理の保持】 市は,「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」で定めるところにより,職員の職務にかかる法令等の遵守及び倫理の保持のための体制		
整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、		
市民の負託に応え,信頼される市政を確立し,市 民の利益を保護します。		
【適正な行政手続きの確保等】		
市は,市民の権利利益の保護に資するため,「新		
潟市行政手続条例」その他の制度を整備すること		
により,処分,行政指導及び届出等の手続きの適		
正を図り,行政運営における公正の確保と透明性		
の向上を推進します。		
市は , 「新潟市個人情報保護条例」で定めると		
ころにより,個人情報を適正に取り扱い,個人の		
権利利益を保護します。		
【市民の権利利益の保護】		
市は,市民の権利利益の保護を図るため,市政		
に関する市民からの相談,意見,要望,苦情等に		
対して迅速かつ誠実に対応します。		
市は,市政の運営について,公正かつ中立的な		
立場から監視等を行う第三者機関の設置その他の		
不利益救済のしくみを整備します。		
【行政評価等】		
市は,市政運営を効率的かつ効果的に行うとと		
もに,市政の透明性を高め,市民への説明責任を		

果たすため,市民の視点に立脚し,行政評価を実		
施します。 市は,行政評価の結果を市民に公表するととも		
に、市の施策や事業等に反映するよう努めます。		
市長は、外郭団体(市が設立した土地開発公社		
及び資本金,基本金その他これらに準ずるものの		
4分の1以上を出資している法人を言います。)		
の円滑な運営及びこれに関連する市の事務事業の		
適正な執行を図るため,市の関与の妥当性,外郭		
団体の経営状況等を評価し,必要に応じて指導又		
は改善要請を行います。		
【外部監查】		
市は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を		
確保するため、監査委員による監査のほか、「新潟		
市外部監査契約に基づく監査に関する条例」で定		
めるところにより,外部監査を実施します。		
	ウェシルゲーシロフェナ・ベノログサンファーラーシ	
第4章 区における住民自治	身近な地域におけるまちづくりの推進として、「区にお	「自治」を「まちづくり」としたほうが市民
第4章 区における住民自治	身近な地域におけるまちづくりの推進として、「区におけるまちづくり」とした方がわかりやすい。	にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用
第4章 区における住民自治		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用 されている「まちづくり」は「地域開発」とい
第4章 区における住民自治		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここ
第4章 区における住民自治		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここでいう「自助」,「共助」,「協働」,「公助」を表
第4章 区における住民自治		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここ
第4章 区における住民自治 第1節 区における行政運営		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここでいう「自助」,「共助」,「協働」,「公助」を表す広範な「自治」を表現することは困難である
		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここでいう「自助」,「共助」,「協働」,「公助」を表す広範な「自治」を表現することは困難である
第1節 区における行政運営		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここでいう「自助」,「共助」,「協働」,「公助」を表す広範な「自治」を表現することは困難である
第1節 区における行政運営         市長は,地域における特色あるまちづくりを推進するため,市民参画の下で,区における総合的な計画を策定し,実施します。		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここでいう「自助」,「共助」,「協働」,「公助」を表す広範な「自治」を表現することは困難である
第1節 区における行政運営 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民参画の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここでいう「自助」,「共助」,「協働」,「公助」を表す広範な「自治」を表現することは困難である
第1節 区における行政運営 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民参画の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担い		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここでいう「自助」,「共助」,「協働」,「公助」を表す広範な「自治」を表現することは困難である
第1節 区における行政運営 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民参画の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担います。		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここでいう「自助」,「共助」,「協働」,「公助」を表す広範な「自治」を表現することは困難である
第1節 区における行政運営 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民参画の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担い		にわかりやすいとのご意見ですが,一般に使用されている「まちづくり」は「地域開発」といった狭義の意味で使用されることが多く,ここでいう「自助」,「共助」,「協働」,「公助」を表す広範な「自治」を表現することは困難である

市民協働の拠点として、自主的・自立的な地 域活動や非営利活動を支援すること。 市民に必要な公共サービスを効果的、効率的 かつ総合的に提供すること。 市長は,区役所がその分権型の政令指定都市に おける役割を発揮できるよう,組織や予算執行な ど必要な体制を整備します。 第2節 地域協働の推進 【地域住民及び地域コミュニティの役割】 地域住民(一定の区域内に住所を有する人) そ 「地域住民(一定の区域内に住所有する人、その区域内 ここでいう「団体」には,さまざまな分野で の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区域内 で働き、若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活 重要な役割を担う公益的団体も含まれていま において事業活動その他の活動を行う人若しくは 動その他の活動を行う人若しくは団体及び社会福祉協 す。社会福祉協議会もそのひとつとして含まれ 議会をいいます)は、地域自治の担い手であることを認 団体をいいます。)は、地域自治の担い手である ておりますので、社会福祉協議会だけ抜き出し ことを認識し、これを守り育てるよう努めます。 識し、これを守り育てるよう努めます。」と修正する。 て規定する必要はないものと考えます。 地域住民は、地域コミュニティ(地域における 理由:地域コミュニティは地域福祉建設の主体になると 多様なつながりを基礎とした自主的な団体,組織 思われるが、社会福祉法では社会福祉協議会がその推進 及び集団をいいます。)が、地域の課題の解決及 を担うこととされている。原案の「団体」には社協も含 び住民相互の連携を図る活動を行う場合には、自 まれているのかもしれないが、社協の任務の自覚を促す ためにも具体的に「社協」を記載した方がよい。社協は らその活動に参加し、又は協力するよう努めます。 地域コミュニティは,自らの行動に責任を持ち, 行政より住民組織に位置付けるならコミュニティの中 自主的・自立的な活動を行います。 心であるべきだ。 【市の役割】 市は,地域コミュニティの公益的役割を認識し, その活動を尊重します。 市は,地域コミュニティが,市と協働して地域 における新たな公共サービスを担う活動を行う場 合には,公共性,公平性及び必要性を総合的に判 断して,その活動に対して支援を行います。ただ し,市の支援は,地域コミュニティの自主性・自 立性を損なうものであってはなりません。 【区自治協議会の役割】 区自治協議会は,「新潟市区自治協議会条例」

で定めるところにより、地域課題に取り組む地域		
住民と市との協働の要としての機能を担います。		
第5章 国及び他の地方公共団体等との協力	「国及び他の地方公共団体等との協力」は「他の自治体	
	及び公共団体等の協力」とする。(理由 地方自治との	
	精神からすると国との協力について標記しなくて良い)	
市は,対等な立場で国及び県と相互に協力し,		
市民自治の確立に努めます。		
市は,他の地方公共団体と共通する課題に対し		
ては,積極的に連携・協力し,その解決に努めま		
す。		
市は,国際社会に果たす役割を認識し,広く国		
際社会との交流及び連携に努めます。		
見直し規定について		
市は,この条例の施行後5年以内に,この条例		
の施行の状況について検討を加え,その結果に基		
づいて必要な見直しを行うものとします。		

## 3 その他

市民委員会素案(中間とりまとめ案)	市民意見	市民意見への対応
本条例の必要性について	今回の条例の本質は、住民が国策や新潟市の方針に反	中間報告でもお示ししたとおり ,まず第1に ,
	し異を唱えるとき「住民意思」として政策形成に反旗を	合併協議で合意された分権型政令市の実現のた
	ひるがえすことが可能な条例である。	めに,本市の目指す市民自治や自治体経営の基
	条文を読んでも国策や新潟市の政策に賛同し推進さ	本理念,原則を明示するとともに,それを市民
	せるための住民運動を指しておらず、意思形成プロセス	と共有することが必要と考えます。
	においても市の政策に「意義無し」= 賛成だと意思決定	第2に,地方分権の推進です。これまでの「地
	事項に積極的関与できない構成になっている。	方分権一括法の制定」や「三位一体改革」によ
	政策に反対ありき、意見ありきの住民運動が行う事を	り,自治体は,国の下請け機関から,国と対等
	前提にした条文になっている。反対多数だと意思決定事	の「自治体政府」へと脱皮することが求められ
	項に関与し変更させる事ができる条例となっている。な	ています。これに応えるため,新潟市としても,
	ぜこのようになったかというと、ニセコ町の条例でも反	主体性をもって,個性豊かで活力に満ちた地域
	自民(反政府)趣向の野党、民主党の町長が発案の下、	社会を実現するための枠組みが必要となってい
	実施されている。新潟市はそのニセコ町の条例文書をコ	ます。

	ピーしその条例文書に自己利権が得られるよう具体的事項を追加した文書になっているように見える。(議事録でも法の専門家が会議の場で「これは憲法の補間的条例であり、法の精神が重要で具体性は不要。」と説いても誰も理解せず具体的な事項が次から次へと追加されていき。憲法の補間となす条例にはなっていない。情けない)	第3に,社会環境の変化への対応です。市民 ニーズやライフスタイルが多様化する一方で, 旧来から地域自治の一部を担っていたコミュニ ティが弱体化してきています。こうした中で, 防災や少子高齢化による新たな社会的課題も発 生しており,これらに対応していくためには, 「協働のまちづくり」による住民自治の充実を 図り,市民が主体となった新たな自治のしくみ
	投票や公募委員として政策潰しに走り、逆に合法だが政府見解とは逆行する政策を市制に反映させる事が可能となる。 いわゆる「住民反対運動条例」とも見えるこの自治基本条例が「国策の片翼を担う政令市」になるこの大事な時期に必要であるとは思えない。今後の火種の元になるのは見えている。合併問題や区名問題と同様に政策反対住民意思が市制を混乱させるだけになりかねない。この条例が、なぜ必要なのか? 何のために必要なの	が必要となっています。 これらの必要性から,自治基本条例を制定し ようとするものです。従って,ご指摘のような 「住民反対運動条例」をつくろうというもので はありません。
	か? 誰のために必要なのか? (この条例が、篠田市長を支持している各種団体が必要としており、篠田市長のイメージUPのために必要で、篠田市長のためだけに必要だとまでは言いません。)(議事録を読んでも「元ニセコ町長さんと話したときに必要だと感じた」と本心を隠した話しか出てこない。住民から条例制定の要請が出て新潟市で庁内検討に入っているわけでもなく、平成17年度にいきなり庁内検討に入っている。)	
「子どもの権利に関する条例」について	国連の「子供の権利条約」は発展途上国の、学校にも 行けず働かなくてはならないような子供達が対象と聞 いている。恵まれた日本でこれ以上何の権利を与えよう というのか。ある意図を感じて仕方がない。くれぐれも 家庭崩壊、学級崩壊、学校崩壊、日本の弱体化に繋がらな いよう、子供の元気がでるようなものを慎重に検討し制 定してもらいたい。	自治基本条例では、大人の権利、子どもの権利という区別はしておりません。等しく市民の権利として規定しています。 委員会では、子ども独自の権利については、 その必要性も含め、個別条例で検討すべき事項と考えます。